資料３

令和８年度第２四半期の原子力規制検査等の結果

令和８年11月11日
原 子 力 規 制 庁

１．趣旨

本議題は、令和８年度第２四半期に実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく原子力規制検査[1]等の結果について報告するものである。

２．原子力規制検査（原子力施設安全及び放射線安全関係）の実施結果

(1) 検査の実施状況

原子力規制事務所が中心に実施する日常検査及び本庁が中心に実施するチーム検査については、原子力規制委員会にて了承された検査計画[2]に従い実施した。

(2) 検査指摘事項

検査指摘事項に該当するものは下表のとおり１件確認された。
詳細は別紙１のとおり。

当該期間における検査指摘事項

実用発電用原子炉	
番号及び件名	重要度[3]／深刻度[4]
概要	
1. 島根原子力発電所２号機 燃料支持金具仕様相違による最小限界出力比に係る運転上の制限からの逸脱	緑/SLⅣ
2026年４月22日、島根原子力発電所２号機の第18回定期事業者検査において、特別点検に向けたデータ採取に係る準備作業を実施していたところ、原子炉内に設置している燃料支持金具の１個において、通水穴（オリフィス）の寸法が設計上の仕様よりも小さいことが確認された。 事業者による調査の結果、第５回定期検査（1995年）において、燃料支持金具１個を取り替える際に仕様の異なる動作確認用の燃料支持金具を取り付けていたことを確認した。 これにより、仕様の異なる燃料支持金具を使用していた第６運転サイクルから第18運転サイクルの全ての運転サイクルにおいて、最小限界出力比（MCPR）が保安規定で定める運転上の制限値を満足しない期間があったものである。	
核燃料施設等	
検査指摘事項なし	

(3) 検査継続案件

[1] 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第61条の２の２第１項に規定する検査をいう。
[2] 令和８年度第10回原子力規制委員会（令和８年５月20日）資料３
https://www.da.nra.go.jp/view/NRA100018135?contents=NRA100018135-004-003#pdf=NRA100018135-004-004
[3] 重要度：検査指摘事項が原子力安全に及ぼす影響について重要度評価を行い、実用発電用原子炉については、緑、白、黄、赤の４つに分類する。核燃料施設等については、「追加対応なし」、「追加対応あり」の２つに分類する。
[4] 深刻度：法令違反が特定された検査指摘事項等について、原子力安全に係る重要度評価とは別に、意図的な不正行為の有無、原子力規制委員会の規制活動への影響等を踏まえて、４段階の深刻度レベル（SL：Severity Level）により評価する。

以下の検査気付き事項については、更なる事実確認等のため、継続して検査中である。

① 浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不正行為
② 美浜発電所 3 号機　6A 高圧ヒータドレンベント配管の損傷
③ 大飯発電所 3 号機　「界磁喪失」警報発信による発電機自動停止に伴う原子炉停止
④ 川内原子力発電所 1,2 号機　系統分離対策における火災防護対象機器等の選定時の不十分な評価

なお、令和 8 年度第 1 四半期の原子力規制検査報告書の検査継続案件「伊方発電所 3 号機 炉内外核計装照合校正時の原子炉出力記録計選択スイッチ誤りによる記録不備」については、保安規定で定められた炉心の中性子束密度の連続記録において、出力領域の記録は失敗したものの中間領域は正常に記録されていたこと、及び適切な是正処置を実施していることから、検査指摘事項等に該当しないと判断した。

(4) 深刻度評価のみ行った案件

令和 8 年度第 2 四半期において、深刻度評価のみを行った案件はなかった。

(5) 原子力規制検査報告書案[5]に対する事業者からの意見聴取について

島根原子力発電所及び大飯発電所の原子力規制検査報告書案について、それぞれ当該施設の事業者から意見の陳述があった（別紙２及び別紙３）。島根原子力発電所については、本資料及び当該報告書に反映し、大飯発電所についても、当該報告書に反映することとした。

なお、他の事業者からの意見の陳述はなかった。

(6) 安全実績指標（PI）[6]について

令和 8 年度第 2 四半期の各原子力施設の PI については、令和 8 年 11 月 16 日までに事業者から提出される予定。

(7) 原子力規制検査報告書の公開等について

第 2 四半期の各原子力施設の原子力規制検査報告書については、別途事業者に通知し、原子力規制委員会のホームページに掲載する[7]。また、PI についても、受領次第、原子力規制委員会のホームページに掲載する[8]。

３．東京電力福島第一原子力発電所における実施計画検査[9]の実施結果

(1) 検査の実施状況

令和 8 年度東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における実施計画検査の実施に係る計画に基づき検査を実施した。

[5] 報告書案の公表　令和 8 年度第 2 四半期原子力規制検査報告書（案） 令和 8 年 10 月 22 日
https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100021012

[6] 核燃料施設等の放射線安全に係る PI については、年度ごとに提出される。

[7] https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/index.html

[8] https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA019000002

[9] 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 64 条の 3 第 7 項に規定する検査をいう。ここでは特に、そのうち東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 2 号）第 18 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する検査（保安検査）を対象とする。

(2) 検査指摘事項
該当なし。

(3) 検査継続案件
該当なし。

なお、令和 8 年度第 1 四半期の実施計画検査報告書の検査継続案件「コア倉庫付近通信ケーブル測量工事における放射線管理の不備」については、検査による事実確認等の結果、作業場所における作業環境モニタリングが適切に実施されていなかったものの、作業員の追加的な被ばくは有意なものではなく、また、当該事象は特定の担当部署のルールの認識不足のみによるものであったことが確認されたため、検査指摘事項等に該当しないと判断した。

(4) 実施計画検査報告書の公開等について
第 2 四半期の実施計画検査報告書については、別途事業者に通知し、原子力規制委員会のホームページに掲載する[10]。

（添付資料）
別紙１　原子力規制検査（原子力施設安全及び放射線安全関係）の検査指摘事項
別紙２　中国電力株式会社　島根原子力発電所　令和８年度（第２四半期）原子力規制検査報告書（原子力施設安全及び放射線安全に係る基本検査）（案）に対する意見陳述について
別紙３　関西電力株式会社　大飯発電所　令和８年度（第２四半期）原子力規制検査報告書（原子力施設安全及び放射線安全に係る基本検査）（案）に対する意見陳述について
参考１　図　島根原子力発電所 2 号機の検査指摘事項に係るイメージ
参考２　原子力安全に係る重要度評価に関するガイド　附属書１　出力運転時の指摘事項に対する重要度評価ガイド　別紙３　閉じ込めの維持のスクリーニングに関する質問
参考３　原子力規制検査制度の枠組み
参考４　原子力規制検査の対応区分（実用炉）
参考５　重要度評価、深刻度評価について
参考６　原子力検査官が行う原子力規制検査

[10] https://www.nra.go.jp/activity/earthquake/kisei/jisshi/index.html

別紙１

原子力規制検査（原子力施設安全及び放射線安全関係）の検査指摘事項

1. 島根原子力発電所 2 号機 燃料支持金具仕様相違による最小限界出力比に係る運転上の制限からの逸脱

(1) 事象概要

2026 年 4 月 22 日、島根原子力発電所 2 号機の第 18 回定期事業者検査において、燃料支持金具の 1 個において、通水穴（オリフィス）の寸法が設計上の仕様よりも小さいことが確認された。

事業者による調査の結果、第 5 回定期検査（1995 年）において、燃料支持金具 1 個を取り替える際に設計仕様の異なる動作確認用の燃料支持金具を誤って設置していたことが確認された。

燃料支持金具の仕様相違により、当該燃料集合体内を流れる冷却水流量が減少し、燃料集合体の限界出力等に影響が生じることから、事業者は、仕様の異なる燃料支持金具を設置していた第 6 運転サイクルから第 18 運転サイクルについて、保安規定で定める運転上の制限（熱的制限値）である最小限界出力比（MCPR）等への影響を評価した。

その結果、第 6 運転サイクルから第 18 運転サイクルまでの全ての運転サイクルにおいて、最小限界出力比（MCPR）が運転上の制限値※1 を満足していない期間（最小値 1.10）が認められた。

※1：運転上の制限値（第 6～8 サイクル：1.26、第 9 サイクル：1.24、第 10～18 サイクル：1.25）は、過渡変化時の最小限界出力比（MCPR）の変化が最も大きい過渡変化を想定しても、燃料の許容設計限界値（1.07）を下回らないよう設定されたもの。
また、許容設計限界値（1.07）は、炉心内の燃料棒の 99.9%が沸騰遷移を起こさないことを保証するための安全限界として設定された値

次に、第 5 回定期検査（1995 年）時に実施された燃料支持金具の交換作業について確認した。その結果、当時の事業者管理文書「工事管理品質保証要領」において、機器を交換する場合には、交換するために受け入れた機器が設計上の仕様と同一であることを銘板、刻印等で確認するとともに、取替部品記録を作成することが定められていたが当該記録が保管されていないことを確認した。

(2) 安全重要度の評価結果

[パフォーマンス劣化]

前述のとおり「工事管理品質保証要領」が定められているにも関わらず、設計仕様の異なる燃料支持金具が設置されていたことから、当該要領を満足することに失敗していたものと考えられる。

この失敗は、合理的に予測可能であり、予防する措置を講ずることが可能であったことから、当時の事業者の活動についてパフォーマンス劣化に該当する。

なお、本事象を受けて、燃料支持金具を設置する場合には、設計上の仕様と同じオリフィス径の燃料支持金具が設置されていることを使用前事業者検査で確認する仕組みになっていることを確認した。

［スクリーニング］

本パフォーマンス劣化により、最小限界出力比（MCPR）に係る運転上の制限値を下回る状態となった。この状態で異常な過渡変化が発生した場合、最小限界出力比（MCPR）がさらに悪化し、燃料の許容設計限界値を下回る可能性がある。

このことは、「検査気付き事項のスクリーニングガイド」の「原子力施設安全－閉じ込めの維持」の監視領域（小分類）の「系統構成管理」の属性に関係付けられ、当該監視領域（小分類）の目的である「物理的設計バリア（燃料被覆管、原子炉冷却系及び格納容器）が公衆を事故又は事象による放射性核種の放出から守ることについて合理的な保証をもたらすこと。」に悪影響を及ぼしていることから、検査指摘事項に該当する。

［重要度評価］

運転上の制限値は、異常な過渡変化が発生した場合においても燃料の許容設計限界値を下回らないよう設定されたものである。運転履歴を確認したところ、燃料の許容設計限界値を下回るような過渡変化の発生はなく、また、炉水中のよう素濃度の測定値及び排ガス放射線モニタの指示値にも異常はなく、燃料の健全性は維持されていたと判断する。

したがって、検査指摘事項に対し、「原子力安全に係る重要度評価に関するガイド」の「附属書１ 出力運転時の検査指摘事項に対する重要度評価ガイド」「別紙３　閉じ込めの維持のスクリーニングに関する質問」の「A.燃料被覆管の健全性」を適用した結果、質問の回答は全て「いいえ」となり、重要度は「緑」と判断する。

(3) 深刻度の評価結果

本事象においては、検査指摘事項に加えて、以下の保安規定違反が認められた。

〇保安規定第 25 条（原子炉熱的制限値）

最小限界出力比（MCPR）が運転上の制限を満足しない場合「速やかに、運転上の制限以内に復旧する措置を開始する（原子炉熱出力を 30%未満にすることを含む）」と規定されているが、第 6 回運転サイクルから第 18 回運転サイクルにおいて、本措置が実施されなかった。

〇保安規定第 81 条（燃料取替実施計画）

「燃料取替実施計画を定める前に、最小限界出力比 MCPR 等の取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。」と規定されているが、第 6 回運転サイクルから第 18 回運転サイクルにおいて、本確認を失敗している。

原子力規制委員会の規制活動は、原子炉設置者が保安規定をはじめとする規制要求を遵守する前提としており、保安規定違反や運転上の制限逸脱の連絡を起点として検査官が初動対応体制をとり、原子力規制検査を開始することもある。このため、上記のとおり、当該期間中において保安規定違反を繰り返し、長期間発生していたことと、保安規定違反や運転上の逸脱について規制当局に報告がなかったことは、同委員会の規制活動に影響を及ぼす結果となったと判断する。

しかしながら、意図的な不正行為は確認されず、不適切な是正処置又は未然防止処置の結果として発生したものでもなく、事業者は本件について既にCAP会議にて審議し、再発防止のための改善措置活動など適切な是正を実施している。

検査指摘事項の重要度の評価結果に加えて、これらの規制活動への影響を踏まえて「原子力規制検査における規制措置に関するガイド」に基づき評価を行った結果、事象の深刻度は「SLⅣ（通知なし）」と判定する。

別紙２

電原設第２２号
2026年10月29日

原子力規制庁　原子力規制部
安全規制管理官（実用炉監視担当）
志間　正和　殿

中国電力株式会社
電源事業本部（原子力管理）部長
荒芝　智幸

中国電力株式会社　島根原子力発電所
令和８年度（第２四半期）原子力規制検査報告書
（原子力施設安全及び放射線安全に係る基本検査）（案）
に対する意見陳述について

原子力規制検査等実施要領に基づき、以下のとおり意見等を陳述いたします。

１．意見内容
別紙のとおり。

以　上

別　紙

１．意見内容

別添１ 検査指摘事項等の詳細の記載について、趣旨明確化の観点で一部修正いただきたい。

２．対象箇所

別添 1-1 頁他

検査指摘事項等の概要	2026 年 4 月 22 日、島根原子力発電所 2 号機の第 18 回定期事業者検査において、燃料支持金具の 1 個において、通水穴（オリフィス）の寸法が設計上の仕様よりも小さいことが確認された。 事業者による調査の結果、第 5 回定期検査（1995 年）において、燃料支持金具 1 個を取り替える際に設計仕様の異なる動作確認用の燃料支持金具を誤って設置していたことが確認された。 燃料支持金具の仕様相違により、当該燃料集合体内を流れる冷却水流量が減少し、燃料集合体の限界出力等に影響が生じることから、事業者は、仕様の異なる燃料支持金具を設置していた第 6 運転サイクルから第 18 運転サイクルについて、保安規定で定める運転上の制限（熱的制限値）である最小限界出力比（MCPR）等への影響を評価した。 その結果、第 6 運転サイクルから第 18 運転サイクルまでの全ての運転サイクルにおいて、最小限界出力比（MCPR）が運転上の制限値（1.25）※1 を満足していない期間（最小値 1.10）が認められた。 ※1：運転上の制限値（1.25）は、過渡変化時の最小限界出力比（MCPR）の変化が最も大きい過渡変化を想定しても、燃料の許容設計限界値（1.07）を下回らないよう設定されたもの。 また、許容設計限界値（1.07）は、炉心内の燃料棒の 99.9%が沸騰遷移を起こさないことを保証するため

【修正案】

運転上の制限値（第 6~8 サイクルにおいて 1.26、第 9 サイクルにおいて 1.24、第 10～18 サイクルにおいて 1.25）

【理由】

満足していない運転上の制限値は運転サイクルにより以下のとおりとなる。

・第６～８運転サイクル　　：１．２６

・第９運転サイクル　　：１．２４

・第１０～１８運転サイクル　：１．２５

別添 1-2

	の安全限界として設定された値 次に、第5回定期検査（1995年）時に実施された燃料支持金具の交換作業について確認した。その結果、工事計画、作業要領、工事記録等の記録は確認できなかったが、当時の事業者管理文書「工事管理品質保証要領」において、機器を交換する場合には、交換するために受け入れた機器が設計上の仕様と同一であることを銘板、刻印等で確認するとともに、取替部品記録を作成することが定められていたことを確認した。今回、設計仕様の異なる燃料支持金具が設置されていたことから、当該要領を満足することに失敗していたものと考えられる。 この失敗は、合理的に予測可能であり、予防する措置を講ずることが可能であったことから、パフォーマンス劣化に該当する。 本パフォーマンス劣化により、最小限界出力比（MCPR）に係る運転上の制限値（1.25）を下回る状態となった。この状態で異常な過渡変化が発生した場合、最小限界出力比(MCPR)がさらに悪化し、燃料の許容設計限界値（1.07）を下回る可能性がある。 このことは、監視領域（小分類）「原子力施設安全－閉じ込めの維持」の「系統構成管理」の属性に関係付けられ、当該監視領域（小分類）の目的に悪影響を及ぼしていることから、検査指摘事項に該当する。 運転上の制限値（1.25）は、異常な過渡変化が発生した場合においても燃料の許容設計限界値（1.07）を下回らないよう設定されたものであり、設計仕様の異なる燃料支持金具が設置されていた期間中に燃料の許容設計限界値を下回るような過渡変化の発生はなかった。 したがって、本指摘事項に対し、「原子力安全に係る重要度評価に関するガイド」の「附属書1 出力運転時の検査指摘事項に対する重要度評価ガイド」に従い評価を行った結果、重要度は「緑」と判定する。 一方、本事象においては保安規定違反を繰り返し、長期間

別添 1-2

【修正案】
この失敗は、合理的に予測可能であり、予防する措置を講ずることが可能であったことから、当時の事業者の活動についてパフォーマンス劣化に該当する。

【理由】
パフォーマンス劣化※となった直接原因の明確化。
※原子力安全に係る重要度評価に関するガイドでは、「劣化した状態（例えば、安全系のポンプの動作不能）自体は事業者のパフォーマンス劣化ではなく、むしろ、劣化した状態を引き起こした直接原因（例えば、不適切なメンテナンス手順）が、パフォーマンス劣化である。」とされている。

別添 1-6

	動対応体制をとり、原子力規制検査を開始することもある。 このため、上記のとおり、保安規定違反を繰り返し、長期間発生していたことと、保安規定違反や運転上の逸脱について規制当局に連絡をしなかったことは、同委員会の規制活動に影響を及ぼす結果となったと判断する。 　しかしながら、意図的な不正行為は確認されず、不適切な是正処置又は未然防止処置の結果として発生したものでもなく、事業者は本件について既に CAP 会議にて審議し、再発防止のための改善措置活動など適切な是正を実施している。 　検査指摘事項の重要度の評価結果に加えて、これらの規制活動への影響を踏まえて「原子力規制検査における規制措置に関するガイド」に基づき評価を行った結果、事象の深刻度は「SLⅣ（通知なし）」と判定する。
整理番号	J15-202609-01

【修正案】
このため、上記のとおり、当該期間中において保安規定違反を繰り返し、長期間発生していたことと、保安規定違反や運転上の制限からの逸脱について規制当局に報告がなかったことは、同委員会の規制活動に影響を及ぼす結果となったことと判断する。

【理由】
当該期間中において当社が設置誤りを認識しながら報告しなかったわけではないこと、また、「検査指摘事項等の概要」において「報告がなかった」と記載されていることから表現の統一。

別紙３

２０２６年　１０月　２９日

原子力規制庁　原子力規制部
安全規制管理官（専門検査担当）
高須　洋司　殿

関西電力株式会社
大飯発電所長
土肥　伸樹

関西電力株式会社　大飯発電所　令和８年度（第２四半期）
原子力規制検査報告書（原子力施設安全及び放射線安全に係る基本検査）（案）
に対する意見陳述について

「原子力規制検査等実施要領」（最終改正：令和８年７月２２日）に基づき、以下のとおり意見等を陳述いたします。

記

１．意見内容

別紙のとおり。

以　上

別　紙

１．意見内容

下線部について意見させていただきたい。

２．対象箇所

別添１－５頁

(1)安全文化育成と維持に関する活動に係る取組状況

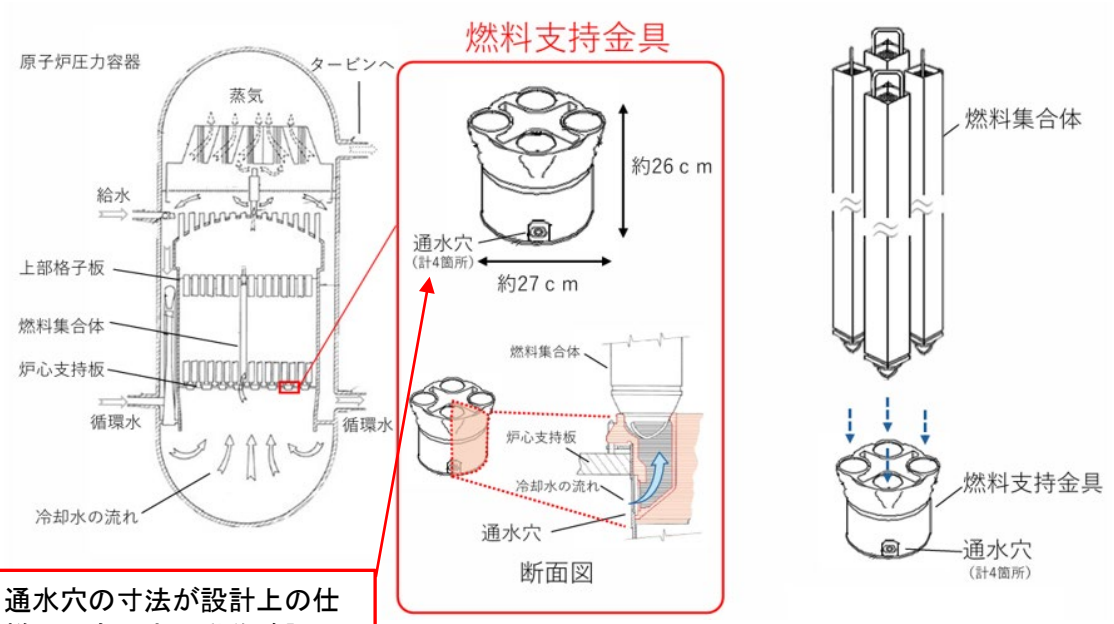
安全文化の育成と維持に関する活動	(1)安全文化育成と維持に関する活動に係る取組状況 事業者は、安全文化の育成と維持に関する活動(以下「安全文化活動」という。)を実効性のあるものにしていくため、「安全文化通達」等を制定し、それらに基づき計画し安全文化活動を行い、その結果をマネジメントレビュー等にインプットしている。 前回の検査では安全文化の重要課題に対して安全文化活動としてではなく品質保証活動の重点施策として活動しており、要員の意識面の課題に対する安全文化活動が不十分であったが、安全文化活動評価における要員の意識面等を含めたより広い範囲の「課題」「気がかり事項」を基に、安全文化活動の重点施策を決定し品質目標に反映して活動するように見直している。 検査官が令和５年度から令和７年度の発電所の安全文化活動評価を確認したところ、安全文化活動の重点施策ごとに取り組む対象をリスト化して全体像を把握した上で優先順位づけして取り組むとしていた。しかし、評価方法まで具体化された安全文化活動計画とはなっておらず、結果として活動の実績評価に留まっていることが確認された。また、このような活動が複数年にわたって実施され、継続的な改善状況が明確に確認できず、活動の実効性が不十分となりスパイラルアップにつながっていないことが確認された。 また「安全文化要綱」では安全文化活動の評価において「コンプライアンスに係る不適合事象等の状況およびそ

【意見】

○ 下線部の記載は、令和５年度から令和７年度までの大飯発電所安全文化醸成活動計画及び安全文化評価の内容と異なっている。

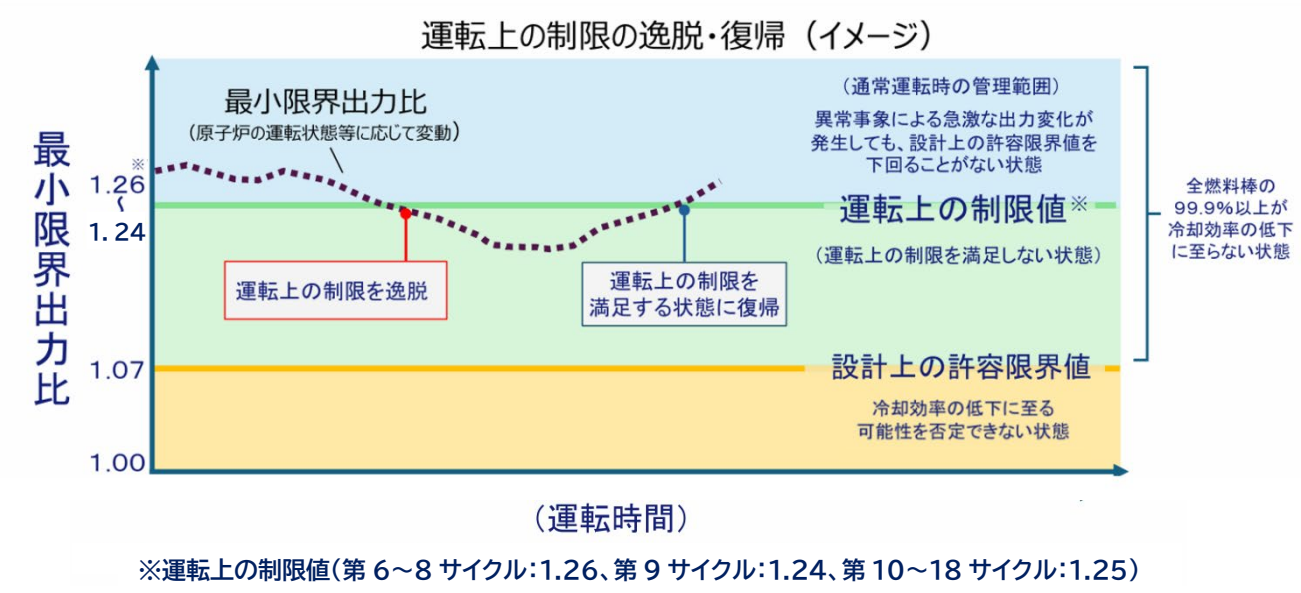
【修正案】

○ 赤線部「安全文化活動の重点施策ごとに取り組む対象をリスト化して全体像を把握した上で優先順位づけして取り組むとしていた。しかし、」を削除していただきたい。



通水穴の寸法が設計上の仕様よりも小さい動作確認用の燃料支持金具が設置





※運転上の制限値（第 6～8 サイクル：1.26、第 9 サイクル：1.24、第 10～18 サイクル：1.25）

図　島根原子力発電所 2 号機の検査指摘事項に係るイメージ

出典：島根原子力発電所２号機　燃料支持金具の仕様相違に伴う運転上の制限の逸脱に係る原因および再発防止対策等について（事業者プレス資料：2026 年６月１日）（一部加工）

別紙３　閉じ込めの維持のスクリーニングに関する質問

A. 燃料被覆管の健全性

1. 検査指摘事項は、意図せず正の反応度が添加される運転操作（例えば、ヒューマンエラーによるホウ素の誤希釈、冷水注入、制御棒の誤操作、再循環ポンプ速度制御）に関するものか。
 □ a. はい → 附属書９へ進む
 □ b. いいえ → 次へ進む

2. 検査指摘事項は、被覆管の健全性を脅かすような運転員による反応度管理の失敗という結果になったものか（例えば、原子炉出力が制限値を超えている、運転員が運転中に反応度の変化を予測し、制御できない）。
 □ a. はい → 附属書９へ進む
 □ b. いいえ → 次へ進む

3. 検査指摘事項は、被覆管の健全性を脅かすような異物管理の失敗又は冷却材の水質管理の失敗という結果になったものか（例えば、ルースパーツ）。
 □ a. はい → 附属書９へ進む
 □ b. いいえ → 次へ進む

4. 検査指摘事項は、放射性物質の放出となるような燃料取り扱いの不備、燃料集合体の落下、燃料集合体の誤配置、炉心や燃料装荷ルート内でのクレーン操作が元となって、被覆管の健全性を脅かすようなものか。
 □ a. はい → 附属書９へ進む
 □ b. いいえ → 「緑」とする

B. 原子炉冷却材系統（RCS）バウンダリ

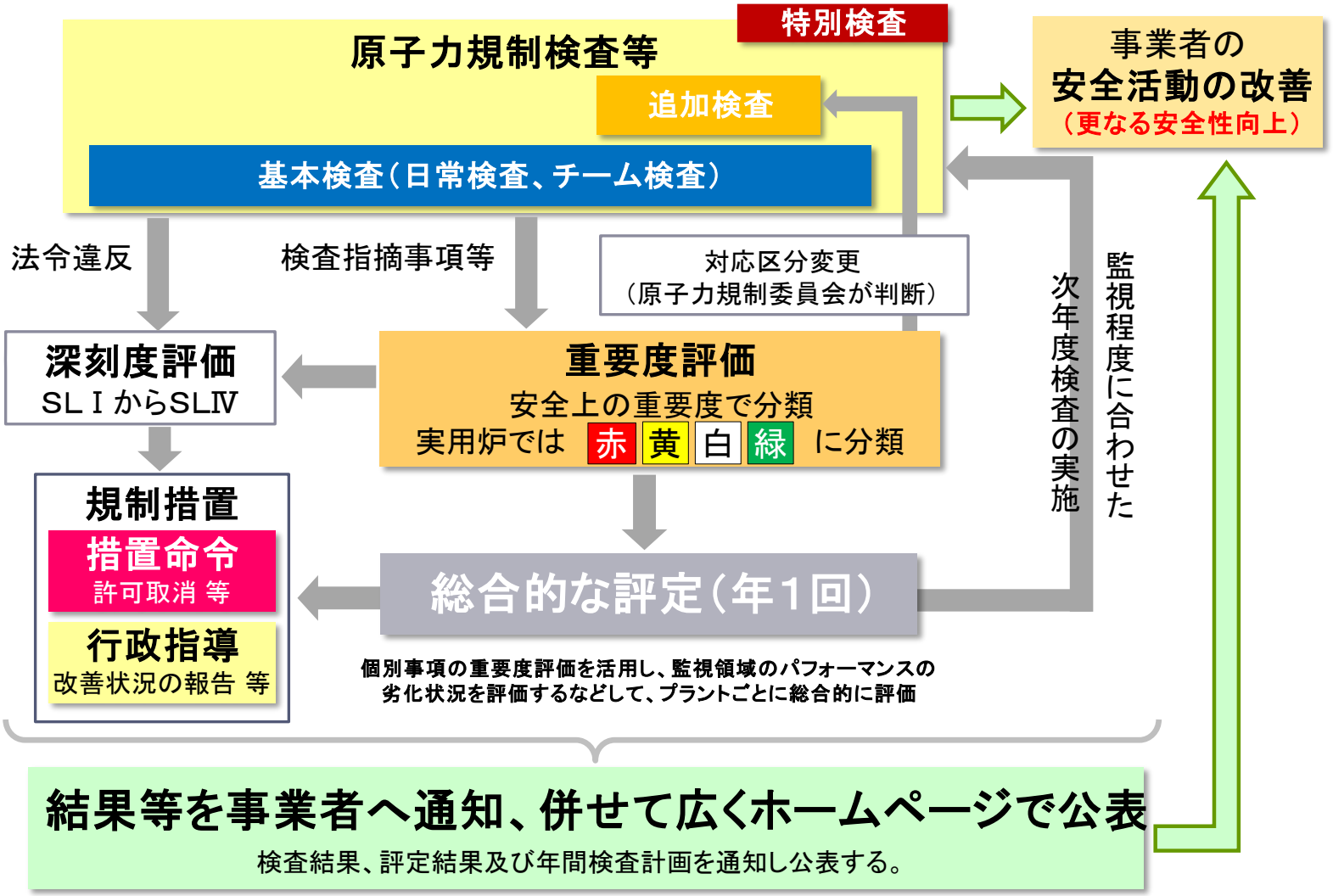
検査指摘事項は、原子炉圧力容器破損の防護に関する規制要求に対し、潜在的な不適合を有しているか。（例えば、圧力―温度の制限、加圧熱衝撃問題）
□ a. はい → 附属書９へ進む
□ b. いいえ → 「緑」とする

C. 原子炉格納容器の閉じ込め

1. 検査指摘事項は、原子炉格納容器における実際の貫通部、開口部（バルブ又はエアロック等）格納容器隔離システム（論理回路と計装）の故障、格納容器内圧管理設備（耐圧強化ベント含む）の故障又は格納容器熱除去設備の故障に関するものか。

（参考 3）

原子力規制検査制度の枠組み



（参考 4）

原子力規制検査の対応区分（実用炉）

	事業者による対応	規制機関による対応	監視領域の劣化	複数又は繰り返しの監視領域の劣化	許容できないパフォーマンス
区分	第１区分	第２区分	第３区分	第４区分	第５区分
施設の状態	事業者の自律的な改善が見込める状態	事業者が行う安全活動に軽微な劣化がある状態	事業者が行う安全活動に中程度の劣化がある状態	事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態	監視領域における活動目的を満足していないため、プラントの運転が許容されない状態
評価基準	緑 のみ	白 が1か2	白 が3 or 黄 が1	黄 が2 or 赤 が1 or 繰返しなど	施設の許認可　、技術基準その他規制要求又は命令の違反が複数あり、悪化している場合等
検査項目	・基本検査のみ （事業者の是正処置）	・基本検査 ・追加検査1※ （40時間目安）	・基本検査 ・追加検査2※ （200時間目安）	・基本検査 ・追加検査3※ （1000～2000時間目安）	

※重要度評価等の評価基準を参考に、原子力規制委員会が対応区分の変更の要否を検討・判断し、対応区分を変更した場合には、それに対応する追加検査を実施

○【詳細】実用発電用原子炉の対応区分
https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/jitsuyo_tsuikakensa.html
○【詳細】核燃料施設等の対応区分
https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/kakunen_tsuikakensa.html

（参考 5）

重要度評価、深刻度評価について

検査指摘事項等

重要度評価

安全へのインパクト程度

パフォーマンス劣化が原因となって発生した劣化状態について、安全上の重要度を評価する。

重要度評価結果

赤	重大	追加対応あり
黄	中程度	
白	小程度	
緑	非常に低い	追加対応なし
【実用炉】		【核燃料施設等】

深刻度評価

法令違反の程度

①原子力安全に実質的に影響？
②委員会の規制活動に影響？
③意図的な不正行為？

深刻度評価結果

SL Ⅰ	重大な事態
SL Ⅱ	重要な事態
SL Ⅲ	一定の影響を有する事態
SL Ⅳ	影響が限定的
軽微	極めて限定的

（参考 6）

原子力検査官が行う原子力規制検査（1／2）

～検査官は何を見るのか～

・中央制御室にて、安全上重要な系統、機器に関する計器等のパラメータを目視するとともに、運転員の操作の状況等を確認し、設備の異常の有無や運転員の対応の適切性を把握。





・現場巡視、点検等により、弁の開閉状況から系統構成が適切な状態であるか、弁、ポンプ等の機器から、漏えい、異音等の異常がないかを観察。

・事業者の立案した、作業計画、設計変更に伴う現場工事、自ら検出した不適合の対応などが適切であるかに加え、トラブル対応の訓練等の状況を確認。



原子力検査官が行う原子力規制検査（2／2）

～どのように見るのか～

1. フリーアクセス

事業者の全ての保安活動に対して、いつでも・どこでも・何にでも自由にアクセスできる。

2. パフォーマンスベースト

形式的にルール、手順に従っているかを重視するのではなく、実際の事業者の活動や施設、設備の状況が本来意図した目的に適っているか、に着眼する。

3. リスクインフォームド

安全上のリスク※の大小から、安全上重要なもの・事柄に、より重きを置いて（対象の選定、頻度、着眼点など）検査を行う。

※リスク：ある事柄の重大さと起こりやすさから考えた影響の度合い

（参考）共通事項に係る検査運用ガイド　https://www.nra.go.jp/data/000476290.pdf